

静岡県立中央図書館デジタルアーカイブ 基本方針及び実施計画

制定：令和8年4月1日

静岡県教育委員会

《はじめに》

近年、生成 AI やビッグデータ等の進展により、データの収集・解析・活用は社会のあらゆる場面に広がり、国及び地方自治体の行政サービスにおいても積極的な活用が進んでいる。静岡県（以下「本県」）においても、行政サービスや地域の学び・文化・経済活動の在り方が大きく変化しつつあり、県民が必要な情報に安心してアクセスできるデジタル基盤の整備が一層重要になっている。

本県は 2022 年に策定した静岡県総合計画「後期アクションプラン」において「デジタル社会の形成」を政策目標に掲げ、同年に「ふじのくに DX 計画」を策定し、本県の目指す姿・基本理念・具体的施策を示した。これらの計画では、「暮らす・楽しむ（日常生活）」「学ぶ・究める（学習・自己研鑽）」「働く・磨く（労働・技術）」「つながる・支えあう（行政・地域活動）」の 4 領域における将来像を提示している。さらに、2025 年には「幸福度日本一の静岡県」を目指す次期総合計画の基本方針を公表し、「未来を創る力」「豊かな暮らし」「県民の安心」を柱として、県民のウェルビーイング向上を重視している。

静岡県立中央図書館（以下「当館」）は、これら上位計画のもと、県民に開かれたアーカイブ機関として県有の文化資産及び地域の記憶を次世代へ継承し、誰もが時間や場所にかかわらずアクセスできる情報基盤を整備する責務を担う。

当館を含め、多くのアーカイブ機関が構築しているデジタルアーカイブは、文化資産や学術資料等の多様な情報資源を収集・保存・提供する総体的な仕組みであり、貴重な情報資源を次世代へ継承するための社会インフラでもある。その実現には、情報技術を活用した相互連携が可能なシステムの構築が不可欠である。

検索性やアクセシビリティに優れた仕組みは、人々と情報資源の新たな「つながり」を創出し、県外・海外の利用者にも開かれた情報活用の手段となる。これにより、利便性が高く創造性に富む社会の実現が期待され、デジタルアーカイブは今後、県民生活に欠かせない情報プラットフォームとしての役割が一層求められている。

国においても、デジタルアーカイブの構築と利活用を推進する取組が継続されている。2015 年の「知的財産推進計画 2015」では、①アーカイブ間の連携・横断の促進、②分野ごとの取組の促進、③アーカイブ利活用に向けた基盤整備が示され、2020 年には分野横断統合ポータル「ジャパンサーチ」が公開された。さらに、2025 年に公表された「デジタルアーカイブ戦略 2026-2030」では、地方公共団体における教育委員会・図書館・博物館・文書館等のアーカイブ機関の連携と施策実施が期待されている。

以上を踏まえ、当館はデジタルアーカイブに係る基本方針及び実施計画を策定し、県民の「調べる・考える・解決する」活動を恒常的に支える情報基盤の確立を目指す。

目次

《はじめに》.....	2
《第1章 基本方針》.....	5
1 趣旨.....	5
2 位置づけ.....	5
3 6つの柱.....	5
4 各柱の方向性.....	5
5 デジタルアーカイブ収録対象資料.....	7
《第2章 実施計画》.....	8
第1節 計画期間・見直し・実施体制.....	8
1 計画期間.....	8
2 本計画の見直し.....	8
3 本計画の実施体制.....	8
第2節 現状・課題.....	10
1 現状.....	10
(1) 当館の現状.....	10
(2) 県その他機関の現状.....	10
(3) 県内自治体の現状.....	10
2 課題.....	11
(1) システム・技術基盤.....	11
(2) メタデータ.....	12
(3) 権利処理.....	12
(4) データ保存・管理.....	12
(5) 資料選定・デジタル化.....	13
(6) 利活用.....	14
(7) 人的基盤.....	14
(8) 評価と改善.....	15
(9) 「つなぎ役」及び「拡げ役」としての役割.....	15

第3節 今後の取組.....	16
1 取組の方向性.....	16
2 スケジュール.....	16
3 取組の詳細.....	17
(1) システム・技術基盤.....	17
(3) 権利処理.....	18
(4) データ保存・管理.....	19
(5) 資料選定・デジタル化.....	19
(6) 利活用.....	20
(7) 人的基盤.....	21
(8) 評価と改善.....	21
(9) 「つなぎ役」及び「拡げ役」としての役割.....	22
《参考資料》.....	23

《第1章 基本方針》

1 趣旨

本基本方針は、県民の「調べる・考える・解決する」活動を支える情報基盤を構築することを目的として当館が提供する「デジタルアーカイブ」及び「静岡県史編さん収集資料検索システム」の整備及び運用に関する基本的な方向性を示すものである。

当館は現在、両システムを通じてデジタル化した貴重資料※・地域資料※を提供している。今後は、国及び本県の方針に則り、両システムの機能及びサービスを計画的かつ持続的に向上させることにより、県民が時間や場所を問わず必要な情報にアクセスできる環境を整備し、未来を創る力や豊かな暮らしを支え「幸福度日本一の静岡県」の推進に寄与するものとする。

その実現にあたっては、持続可能性を踏まえた事業運営を行うとともに、県教育委員会をはじめとする関係部局、県内市町立図書館等のアーカイブ機関※及び県民と連携し、デジタルアーカイブの機能及び価値に関する共通理解を図ることが重要である。

以上を踏まえ、当館はデジタルアーカイブに係る事業について基本方針を定める。

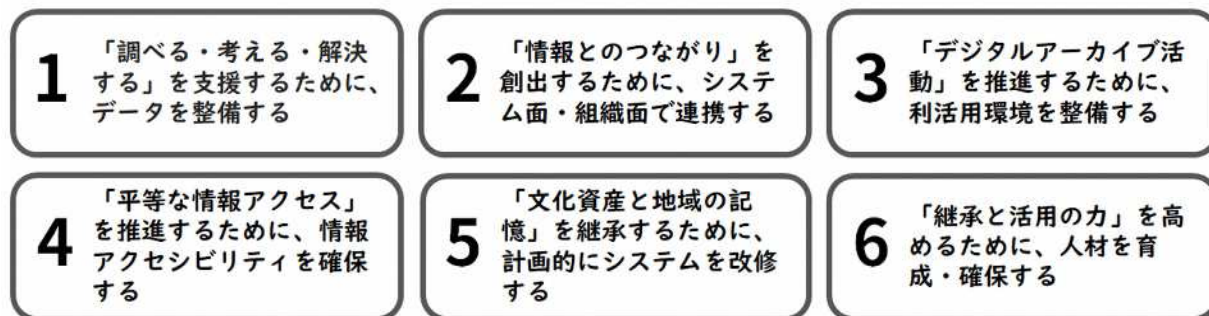
※がついた用語は、巻末にて用語説明を行う。

2 位置づけ

本基本方針は、「静岡県総合計画¹」「ふじのくにDX推進計画²」「静岡県教育大綱³」等の全県的な計画を踏まえて策定された当館の「基本方針と主要施策」の下位に位置づけられる。これにより、大枠の計画から具体的な施策へと一貫した方向性の基、連携・展開される。特に本県のデジタル政策及び人づくり政策との連携を重視し、整合性のある推進を図る。

3 6つの柱

本県の「文化資産と地域の記憶」を次世代へ継承する情報基盤であると同時に、県民がいつでも・どこでも・だれでも必要な情報にアクセスして利活用できる活動基盤として位置づけ、以下に掲げる6つの柱に沿ってデジタルアーカイブを整備する。



4 各柱の方向性

(1) 「調べる・考える・解決する」を支援するために、データを整備する

県民の「調べる・考える・解決する」を支援するため、貴重資料や地域資料等の文化資産をデジタルコンテンツ※及びメタデータ※として体系的に整備し、公開する。デジタルコンテンツの充

¹静岡県総合計画：「静岡県の新ビジョン後期アクションプラン」（政策3「デジタル社会の形成」）に該当する。次期静岡県総合計画においては「基本方針」の「ウェルビーイング」の視点に該当する。

²ふじのくにDX推進計画：目指す姿「場所や時間を選ばずに、知能や技能を共有できる学びの場づくり」>政策の柱「データの分析・利活用の推進」>「施策を支える人材・基盤の強化」に該当する。

³静岡県教育大綱：基本理念「未来を切り拓く人材の育成と社会を生き抜く力をはぐくむ教育の実現」、教育振興基本計画においては人づくりの方針および施策に該当する。「次期県教育振興基本計画」においては中柱「生涯を通じた学びの機会の充実」に該当する。

実に向けては、「作成」と「収集」の両面から取り組む。「作成」では、新規デジタル化に加え、再デジタル化（高画質化）⁴を計画的に実施する。「収集」では、県内自治体行政資料等も対象に含め、ボーンデジタル資料^{*}の散逸防止を図る。併せて、利活用を促進するためにメタデータの充実を進め、デジタルコンテンツの検索性・発見性を高める。これらの取組を通じて、情報への容易なアクセスと共有を実現し、教育・学術・研究・産業・観光・防災ならびに県行政等、幅広い分野における「調べる・考える・解決する」を支援する。

(2) 「情報とのつながり」を創出するために、システム面・組織面で連携する

県民と「情報とのつながり」を創出するため、システム面及び組織面の連携を進め、情報への新たなアクセス手段を整備する。システム面では、国の分野横断統合ポータル「ジャパンサーチ⁵」との連携により国内アーカイブ機関が保有するデジタルコンテンツとの横断的な検索・閲覧・利活用を可能にする。加えて IIF^{*}への対応を行うことにより、アーカイブ機関の垣根を超えた「情報とのつながり」を実現する。組織面では、当面、県内市町立図書館の「つなぎ役⁶」を担う。デジタル化の支援や、当館デジタルアーカイブを長期的に利用可能な情報基盤として提供することにより、県全体として持続可能なアーカイブ運営体制の構築を図る。これらの取組により、県内図書館が有する文化資産の国内外での利活用を促進するとともに、観光・教育・産業振興等の各施策との連動を通じて、県全体の地域創生に寄与する。

(3) 「デジタルアーカイブ活動」を推進するために、利活用環境を整備する

「デジタルアーカイブ活動^{*}」を推進するため、デジタルコンテンツ・メタデータ・サムネイル^{*}等のデータ群についてオープンデータ化^{*}と二次利用条件の明確化を進め、利活用の基盤を強化する。近年、デジタルアーカイブは情報取得の手段にとどまらず、取得した情報を活用して新たなデジタルコンテンツを創出・共有する創造的活動のプラットフォームへと発展している。こうした動向を踏まえ、二次利用を前提としたデータ整備とそれを支える情報基盤の高度化を一体的に進めることで、県民や関連機関が主体的に参加できる創造的で開かれた利活用環境を実現する。

(4) 「平等な情報アクセス」を推進するために、情報アクセシビリティを確保する

情報アクセシビリティを確保するため、年齢・障害の有無・居住地域・使用言語・利用環境等にかかわらず、全ての県民が等しく情報にアクセスできるデジタルアーカイブの実現を目指す。そのため、総務省・文化庁等が定めるガイドライン⁷等に準拠した設計を推進するとともに、音声読み上げ対応、字幕・代替テキストの付与、多言語対応等、多様な利用者に応じた機能を強化する。

(5) 「文化資産と地域の記憶」を継承するために、計画的にシステムを改修する

本県の「文化資産と地域の記憶」を次世代に継承するため、計画的かつ定期的なシステム改修を進める。改修にあたっては本県の方針を十分に踏まえるとともに、システム評価の主要指標である「信頼性」「可用性」「保守性」「保全性」「安全性」の5要素を高水準で確保し、将来にわたり安定稼働するデジタルアーカイブを維持・強化する。併せて、先進技術・機能の導入に際

⁴再デジタル化（高画質化）：当館は1998年からデジタルコンテンツの公開を行っているため、過去にデジタル化したデジタルコンテンツは画質が低く、現在のニーズに答えられないものがある。そのため、原資料から再度、高画質でデジタル化する必要がある。

⁵ジャパンサーチ：国立国会図書館がシステム整備する、書籍・公文書・文化財・美術・人文学・自然史/理工学・学術資産・放送番組・映画等、様々な分野のコンテンツのデジタルコンテンツ及びメタデータを検索・閲覧・活用できるプラットフォーム。170以上（2025年10月現在）のアーカイブ機関と連携する。

⁶つなぎ役：ジャパンサーチ等で示されている概念で、分野・地域等のコミュニティ単位でメタデータを集約し、提供等を行う機関を指す。市町立図書館所蔵資料を当館デジタルアーカイブへの掲載することや人材育成支援等の役割を想定する。

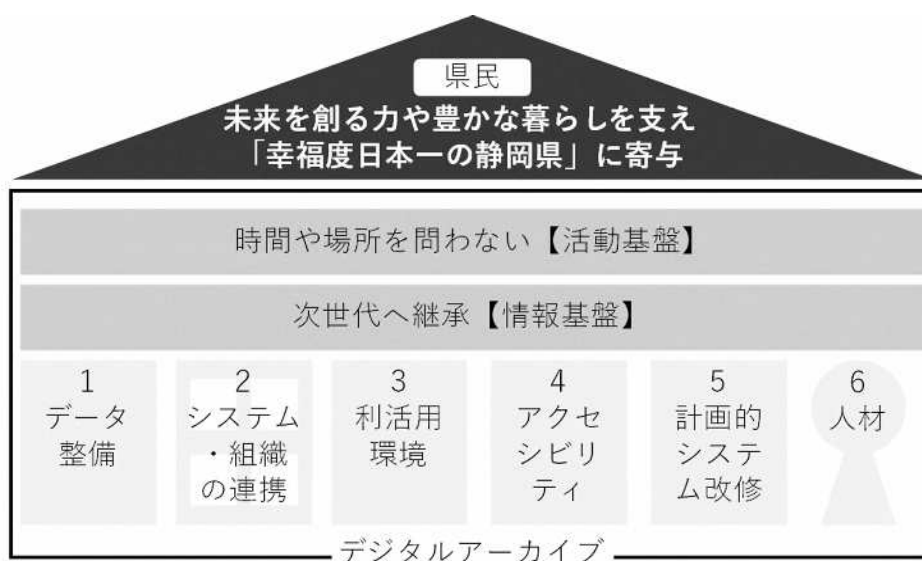
⁷ガイドライン：具体的には「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」（総務省）、「ウェブアクセシビリティ方針」（文化庁）他

しては、社会情勢の変化や利用者ニーズを的確に把握し、国及び関連機関が示す方針・ガイドライン⁸に沿って適切な導入・更新を行う。

(6) 「継承と活用の力」を高めるために、人的基盤を構築する

デジタルアーカイブの継続的な運用と高度な利活用を実現するため、専門的人材の育成・確保を図る。とりわけ、デジタルアーカイブの構築に係る一連のプロセス（企画・デジタル化・メタデータ作成・権利処理・保存・提供）を総合的に主導できる知識・技能を備えた人材を中核として育成する。この継続的な育成に向け、資格取得の支援や研修の受講機会を充実させるとともに、県内市町立図書館の役割に即した実践的な技術習得を支援する。併せて、各アーカイブ機関との連携により知見の共有と人材交流を促進し、専門的人材の裾野を県内全域へ広げる。

(方針イメージ)



5 デジタルアーカイブ収録対象資料

- (1) 当館所蔵資料の書誌情報及びデジタルコンテンツ（貴重資料・地域資料・行政資料等）
- (2) 静岡県史編さん時に収集した資料の書誌情報及びデジタルコンテンツ
- (3) 県内市町立図書館が作成・所蔵するデジタルコンテンツ

⁸国や関連機関が示す方針・ガイドライン：『「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン』（デジタルアーカイブジャパン推進委員会）他

《第2章 実施計画》

本章では、第1章で示した基本方針を踏まえ、具体的な実施計画を示す。

第1節 計画期間・見直し・実施体制

1 計画期間

本計画の対象期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日（令和12年度末）までの5年間とする。

2 本計画の見直し

本計画は、デジタルアーカイブに係る事業の成果及び課題を総合的に検証しつつ、社会情勢の変化、国・県の関連計画の改定、デジタル技術の進展等を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを行う。

また、計画の着実な推進のため施策の評価を継続的に行い、計画期間中であっても、社会動向や技術革新、当館の運営状況等に応じて、実施内容の修正や再検討を行うものとする。

3 本計画の実施体制

本計画の実行性を確保するため、関係部門の責任と役割を明確化するとともに、館内横断の実施体制を整備する。

（1）運営体制

・所管部署

本計画の所管は、各班から1人程度を選出して構成する館内横断形の委員会等の組織とする。本計画に係る事業全体の統括、予算管理、対外連携、課題管理、リスク管理及び文書・マニュアル管理を担う。

・責任者・副責任者

館長を責任者、委員会等（現図書館DX委員会）の責任者を副責任者とする。年度計画（図書館重点施策等）の承認及び重要方針の決定を行う。

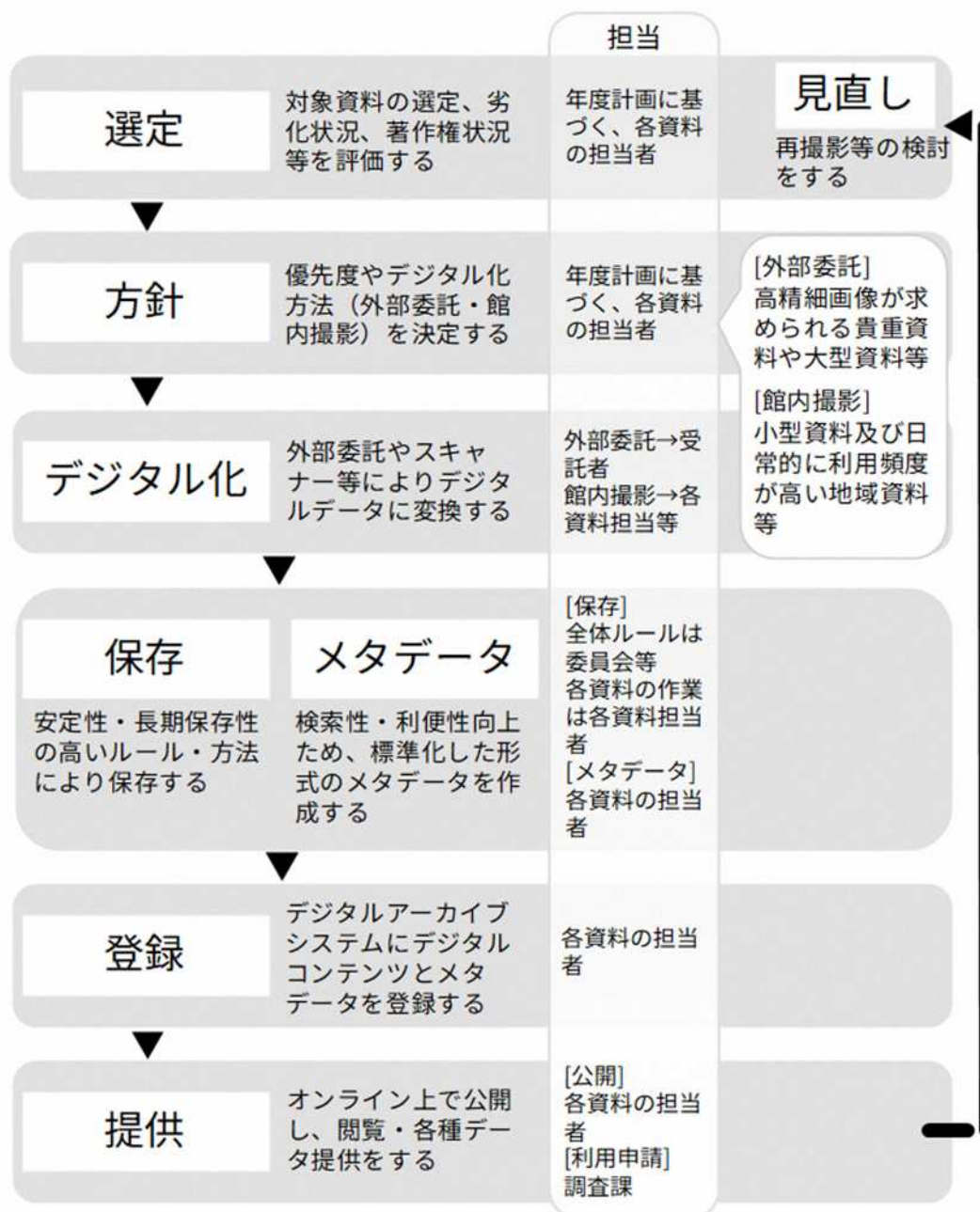
・担当部署及び担当者

システム管理、デジタル化、メタデータ、権利処理、保存・管理、利活用等の領域ごとに担当部署及び担当者を定める。資料のデジタル化、メタデータ作成、保存・管理、利活用支援等の実務を担うとともに、利用者対応の一次窓口となる。

(2) デジタル化・アーカイブ化のフロー

上記(1)の体制を実効的に機能させるため、業務の標準的な手順と各工程での役割分担を明確化する。以下に、デジタル化及びアーカイブ化の基本フローを示す。

図2-1 デジタル化・アーカイブ化の基本フロー



第2節 現状・課題

1 現状

(1) 当館の現状

当館は、1998年にデジタルコンテンツのWeb公開を開始し、2010年から本格的にデジタルアーカイブの提供を行っている。2015年には大規模なシステム改修を実施し、静岡県内共同デジタルライブラリー「ふじのくにアーカイブ」として改称・再構築した。再構築にあたっては、県内市町立図書館に共同公開への参加を呼びかけ、当初4館が参加し、現在は5館（2025年12月現在）が各館所蔵のデジタルコンテンツを公開している。

「ふじのくにアーカイブ」（2025年4月から「静岡県立中央図書館デジタルアーカイブ」に改称予定）の公開資料は、「特殊コレクション・貴重書」「静岡県に関する地域資料」「県内市町立図書館の所蔵資料」の3区分に整理しており、2025年12月時点で18,406レコードを公開している。これは全国の公共図書館としては大規模な部類に入る。

組織体制については、2015年から2017年度までは「デジタル化推進ワーキンググループ」（以下「WG」）が事業を統括した。WG解散後は所管部署を特定せず、資料種別及び業務内容に応じて複数担当者が分担する体制で運用している。一方、新館整備計画におけるシステム検討やDX関連施策については、館内横断の「図書館DX委員会」が担っている。

静岡県史編さん収集資料検索システムは、1985年から1997年度にかけて行われた県史編さん事業の際に収集した写真や古文書、所蔵者情報等の保存・提供を目的としている。2008年にWeb公開を開始し、2025年12月時点で103,011レコードを公開している。資料の多くは、所蔵者から許諾を得て撮影・複製をした複製物で、二次利用の際には所蔵者の許諾が必要という、図書館所蔵資料とは異なる特性を持つ。得られた許諾の範囲によって、公開レベルを設定しており、一般公開・非公開のほかに、“センター内公開”（当館内PC閲覧限定）という公開レベルを持つ。センター内公開で248,751レコードを公開し、インターネットでの一般公開で103,011レコードを公開している。

静岡県史編さん収集資料検索システムは歴史文化情報センターが運用している。歴史文化情報センターは静岡市葵区迫手町に設置されていたが、2024年に当館内へ移転した。移転後は歴史文化情報センターの職員も館内横断の「図書館DX委員会」に加わっている。

(2) 県その他機関の現状

本県では、当館のほか静岡県立美術館や富士山世界遺産センター等のアーカイブ機関においてもデジタルコンテンツの公開が進んでいる。また、行政・統計・文化財等の分野では「ふじのくにオープンデータカタログ（静岡県オープンデータカタログに名称変更予定）」「静岡県特定歴史的公文書検索システム」「統計センターしずおか」「LEGA-SHIZU×3D」等の関連システムが整備されており、県全体としてデジタルコンテンツの整備・公開が進展している。

（参考資料：静岡県の主なデジタルコンテンツ公開サービス一覧）

(3) 県内自治体の現状

県内各自治体においても、図書館・博物館・美術館等のアーカイブ機関を中心に、デジタルコンテンツの整備・公開が着実に進展している。

県内市町立図書館では、公開手段としてWebサイト、電子図書館、デジタルアーカイブの利活用が広がっている。Webサイトを通じた公開は2025年7月時点で4館で行われており、特集ページや小規模なデジタル展示等により、テーマ別にコンテンツを紹介・公開している。電子図書館は2025年7月時点で13館で運用され、電子書籍に加えて行政資料や歴史資料等の地域資料を提供している。加えて、デジタルアーカイブは2025年7月時点で3館で導入され、古写真、古地図、地域新聞等の地域資

料を提供している。技術・連携面では2館で IIF に対応し、このうち1館がジャパンサーチと連携している。

【主な事例】

- ・浜松市立図書館：「浜松市文化遺産デジタルアーカイブ」を運用し、市立図書館・博物館・美術館の所蔵資料を一体的に公開する。
- ・富士市立図書館・磐田市立図書館：電子図書館システムを活用し、地域の歴史資料や行政資料等のデジタルコンテンツを提供する。

（参考資料：令和7年度第1回照会事業「デジタルアーカイブの現状と、県立図書館が新規に整備するデジタルアーカイブへの掲載意向調査結果」）

2 課題

当館のデジタルアーカイブ事業に関する課題を、以下の9つに整理する。これらの課題への対応は、第3章「今後の取組」において具体的取組を示す。

(1) システム・技術基盤

課題の要点

- ・最新技術や標準化への対応が不十分である。
- ・柔軟な機能拡張やカスタマイズが費用的、技術的に困難である。
- ・他システムとの連携が限定的あるいは未実施である。

現行システムは2016年の導入からおおよそ10年が経過しているものの、長期に渡り抜本的な見直しや改修が行われておらず、最新技術や標準化への対応が十分とはいえない。その結果、柔軟な機能拡張やカスタマイズが難しく、メタデータ設計やデジタルコンテンツの保存・提供形式等も、国立国会図書館が推奨する各種基準（例：「メタデータ流通ガイドライン⁹」等）に十分に適合していない。

図書館基幹業務システムとの連携は一部項目の取り込みにとどまり、双方向連携は限定的である。また、「ジャパンサーチ」等の外部アーカイブ基盤とのデータ連携も未整備である。このため、県内外の情報資源を横断的に利活用することが難しく、相互運用性、拡張性、保守性及び継続性の各面で課題が顕在化している。

⁹ メタデータ流通ガイドライン：メタデータがより効率的、効果的に流通することを目指し、国立国会図書館が公開しているガイドライン（<https://ndlsearch.ndl.go.jp/guideline>）

(2) メタデータ

課題の要点

- ・メタデータ形式が全国的な推奨基準に十分適合していない。
- ・資料の説明項目が不足している。
- ・記述年代等により記述方法の不統一がある。

現在のメタデータは、国立国会図書館等が示す標準的なメタデータスキーマに沿った整備をしておらず、当館独自のフォーマットで構成されている。この独自フォーマットはデジタルコンテンツの種類により24～35項目と異なるが、ジャパンサーチの共通項目ラベルの必須項目（IDとタイトルの2項目）は満たしているものの、20の項目のうち11項目しか満たしておらず、項目の不足や構造上の相違が見られる。語彙の不統一もあることから、関連機関とのデータ連携や相互活用を阻害する要因となっており、デジタルコンテンツへの到達性・検索性の面でも十分とはいえない。

(3) 権利処理

課題の要点

- ・館内の統一的な基準・手順が未整備である。
- ・既公開分を含め、権利処理状況の精査、整理が必要である。

現在の公開デジタルコンテンツは原則、著作権の保護期間が満了した資料及び著作権者等から公開許諾を得た資料で構成している。一方で、既に公開済の絵葉書や古写真等の中には、著作権保護期間の判定が困難な資料も一定数含まれている。このため、権利者不明のケースを含め、資料ごとに権利状況を精査し、その確認方法及び判断基準を館内の共通ルールとして整備・共有することが課題となっている。

また、外部機関が作成したデジタルコンテンツやメタデータを二次利用する場合の利用条件の整理及びプライバシー・肖像権等への配慮を踏まえた公開基準についても、館内の共有ルールは明確化されていない。

歴史文化情報センターが管理する資料については、前述のとおりそのほとんどが原資料を撮影・複製した複製物である。著作権の保護期間が満了した資料であっても二次利用の際には所蔵者の許諾が必要なため、図書館の他の資料と統一的な共通ルールを整備・共有することは難しい。また、所蔵者の転居や移管等があった場合には、所蔵者情報を更新する必要がある。調査後も新所蔵者の意向が不明の場合は、承諾しない可能性を考慮し非公開資料としている。

(4) データ保存・管理

課題の要点

- ・データの保存・管理に関する館内方針が未整備である。
- ・保存機器の適切な移行計画がなく将来的にデータ消失の恐れがある。

デジタルコンテンツ及びメタデータの保存・管理は、各資料の担当部署が個別に実施している。外部業者への委託によるデジタル化は、外付けハードディスク及び光ディスク（DVD、ブルーレイディスク）で納品を受けるとともに、館内で日常的に使用するハードディスクにも複製を保存している。

しかし、保存・管理に関する館内方針が未整備のため、保存媒体の選定や配置、バックアップ方法等がデジタル化の年度や委託内容、担当部署ごとに異なっている。その結果、保存媒体の有無・構成に一貫性がなく、データの所在把握や更新履歴の管理を館内全体で平準化できていない。

また、保存媒体の経年劣化やデータ形式・再生機器の陳腐化により、長期的にはデータが読み取れなくなる可能性がある。バックアップ方針や保管場所の分散、定期点検、計画的なマイグレーション※等の体制整備も十分とはいえず、長期保存及び可用性の観点から、リスク低減策の強化が必要である。

(5) 資料選定・デジタル化

課題の要点

- ・ デジタル化の年度計画が一部未整備である。
- ・ 最初期にデジタル化した資料の画質が低い。

当館のデジタル化は、資料の特性や保存状態に応じて専門業者によるデジタル化と館内デジタル化を併用している。専門業者によるデジタル化は、令和5年度に実施した外部有識者で構成する貴重資料調査委員会による選定を参考に計画的に進めてきたが、予算見直し等の影響により、当初想定していた実施期間が延伸している。一方、館内で実施するデジタル化については、担当者間の引継ぎに依存しており、対象資料の選定方針や実施手順を含む年度計画は未整備である。

最初期にデジタル化したデジタルコンテンツは、当時の機器性能の制約から画質が低く、現在の閲覧環境や二次利用のニーズへの対応が不十分である。2025年3月31日現在、絵地図等の需要が高い資料を中心に65点の再デジタル化を完了している一方で、大部分が依然として低画質のまま提供されている。再デジタル化については、需要度、劣化度、権利状況等に基づき、対象範囲及び優先順位付けを再整理する必要がある。

また、大型資料のデジタル化は、櫓を組む等の特殊機材を要するため、新館移転時の実施を想定した計画を館内で設けているものの、予算措置の担保はない。

歴史文化情報センターが管理する資料は、2003年以降インターネット公開の許諾を得られた資料についてのみ、2008年から2012年の間でフィルムからのデジタル化を実施している。未撮影分については要望があれば撮影に向けて再度原所蔵者と交渉するが、2003年からの交渉で断られていることから新たに許諾を得て撮影することはほとんどない。撮影する場合は、現像した写真をスキャナーで撮影するが、事務用複合機を使用しているため画質が低い。収集時にフィルムカメラで撮影した写真は、ピントがあっていなかったり、暗くて読めなかったり、白飛びしていたり、撮影者の手等が映り込んでいたりと読解に苦勞するものもある。これらを高画質で再撮影するためには原資料の所蔵場所へ出向いて撮影する必要があるが、撮影ノウハウ、費用及び原資料の保存状況の問題から再撮影のハードルは高い。

(6) 利活用

課題の要点

- ・ 検索機能の自由度・柔軟性が不十分である。
- ・ 二次利用条件の表記が不明瞭で、申請手続きを要する。
- ・ 広報や利活用促進の取組みが十分とはいえない。

検索機能は絞り込み、並べ替え、関連度付与等の柔軟な条件指定に十分対応しておらず、デジタルコンテンツの発見可能性や利便性、さらには二次利用の促進の面でも改善の余地が大きい。また、本文のテキストデータの付与があるデジタルコンテンツはなく、全文検索が行えないことから、デジタルコンテンツへの到達性や探索性に制約がある。

二次利用条件は、メタデータに文章で権利及び二次利用条件を記載する形式にとどまり、クリエイティブ・コモンズ等の標準的なライセンス表示に対応していない。また、利用者が二次利用を希望する際には都度申請が必要であり、心理的抵抗感や事務手続の煩雑さが二次利用の促進を阻害するとともに、申請対応が職員の運用負荷にもなっている。

さらに、広報・利活用促進についても、利用状況（アクセス数、検索語、ダウンロード等）や利用者のニーズに基づく発信計画が十分に整備されていない。このため、県民や関係機関に対する周知や利活用の促進、活用事例の蓄積等が進みにくい状況にある。

(7) 人的基盤

課題の要点

- ・ システム関連のスキルを有する職員の計画的な配置が難しい。
- ・ 運用ルールやマニュアルが未整備、もしくは館内共有が十分でない。
- ・ 体系的な研修受講計画や資格取得支援がない。

システム管理は図書館システム全体の担当者が担っており、主担当1名及び副担当1名が配置されている。また、資料のデジタル化、メタデータ作成、デジタルコンテンツの管理については、各資料の担当部署がそれぞれ対応し、利用申請への対応は資料管理とは別に担当する部署がある。

一方で、デジタルコンテンツの品質管理、メタデータ項目の統一、データ保存・管理等に関する館内の統一的なルールやマニュアルは十分に整備されておらず、担当者ごとの経験や前年度の踏襲に依存する場面が多い。その結果、業務水準の均一化や属人化の解消が進まず、人材の育成が難しい。

加えて、デジタルアーカイブの運営に必要な知識・技能の研修機会や資格取得支援も限られており、ノウハウの蓄積・共有や次世代への継承を見据えた人材育成の仕組みが未構築である。

(8) 評価と改善

課題の要点

- ・継続的整備の根拠となる事業計画や評価項目が不十分である。
- ・評価に必要な実績や運用状況の統計等情報の取得が不十分である。
- ・評価結果が次の施策立案や改善に十分に結び付いていない。

当館では長年、貴重資料等のデジタル化を主要施策として位置付けているが、デジタルアーカイブに関する事業計画が未整備であるため、事業全体の目標像、優先順位、評価の観点が十分に整理されていない。このことから、システム改修、データ整備、他機関連携等を計画的かつ継続的に推進するための根拠が弱く、予算要求や体制整備の判断にも影響を及ぼしている。

館報「葵」には各資料の担当部署の活動報告として、デジタル化や利用申請等の実績が記載されている。しかし、担当部署ごとの記述にとどまっており、事業全体としての実績や運用状況の集計・分析は不十分である。このため、事業全体の実績や運用状況のデータを取得し、評価指標に基づいて分析したうえで、その結果を次の施策立案や改善につなげる必要がある。

(9) 「つなぎ役」及び「拡げ役」としての役割

課題の要点

- ・県域を対象とした際の当館の立ち位置、方針が未確立である。
- ・県内市町立図書館との情報連携・運用連携の枠組みが限定的である。

当館では2014年度、県内公共図書館を対象に統合的な機能提供を目指す「静岡県内共同デジタルライブラリー」構想が立ち上がったが、運営体制や費用負担等に関する課題が解消されず、構想段階にとどまった。この経緯を踏まえ、当館では段階的な支援策として、デジタルアーカイブ内に「県内市町立図書館所蔵資料」のカテゴリを設け、参加を希望する市町立図書館が地域資料や特色あるコレクションを公開できる仕組みを整備している。しかし、県内市町立図書館の参加は、2025年12月現在、富士市・静岡市・袋井市・磐田市・菊川市の5市にとどまり、全県的な広がりには至っていない。参加条件、役割分担、データ仕様等に関するルールが不明瞭であることや、当館からの積極的な呼びかけが不足していることが参加拡大のハードルとなっている。また、市町立図書館には資料のデジタル化ニーズがある一方で、権利処理、撮影、メタデータ作成等の実務的知見が不足していることが、デジタル化の進展を妨げる要因となっている。

当館が県域における「つなぎ役」及び「拡げ役」として機能するために必要な、県内市町立図書館との連携体制、情報共有・合意形成の枠組み、ならびに運用・評価の仕組みは再設計の途上であり、持続的な展開に向けた課題である。

また、県内のMLA連携※を進めることにより、横断的な検索・閲覧の実現や知見共有等を通じて、デジタルコンテンツの発見可能性・利活用の向上が期待される。一方で、当館の人的・予算的資源には限りがあり、関係機関との調整や共通ルール整備、合意形成の枠組み構築までを当面並行して進めることは困難であるため、MLA連携の推進は将来的な展開を見据えた長期的な課題である。

第3節 今後の取組

1 取組の方向性

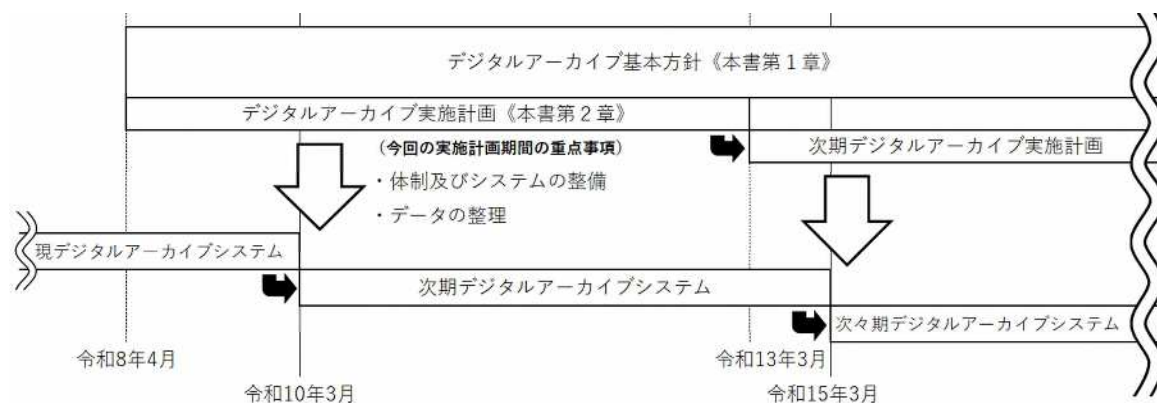
第1章で示した基本方針及び第2章第2節で整理した9つの課題を踏まえ、本計画期間においては「システム・技術基盤の整備」を重点に位置づけ、県内外の多様な情報資源との連携を強化し、デジタルアーカイブ全体の利活用を支える基盤の確立を目指す。

具体的には、システム及び技術基盤の再構築と、メタデータを含むデータ構造の標準化を中核に据え、相互運用性及び検索性の向上を図る。併せて、システム整備と不可分の事項については優先的に整備し、その他の施策については基盤整備の進捗を踏まえつつ、次段階での実施を見据えて段階的に取り組む。

2 スケジュール

本計画に基づく主な取組の実施時期については、図2-2のとおり。必要に応じてロードマップを作成し、執行管理を行う。

図2-2 スケジュール



3 取組の詳細

(1) システム・技術基盤

相互運用性、可用性及びアクセシビリティを中核に、将来の機能追加・拡張に耐えるシステム・技術基盤を整備する。特に県内外の多様な情報資源との相互活用を継続的に推進するため、他システムとの API 連携※前提として設計し、連携・利活用を安定的に支える基盤を確立する。

【実施内容】

1 システム構造設計 優先事項

外部システムとの連携を前提に、API 連携を基本としたシステム構成を採用する。併せて、機能の追加・更新を段階的に進められるよう、拡張性・保守性を重視した設計とする。

2 システム連携 優先事項

図書館基幹業務システム及びジャパンサーチ等との連携機能を整備し、データ連携を通じて相互運用性の向上を図る。併せて、連携項目、運用手順等を含む連携・運用ルールを整理し、文書化することで、継続的かつ安定的に運用できるよう整備する。

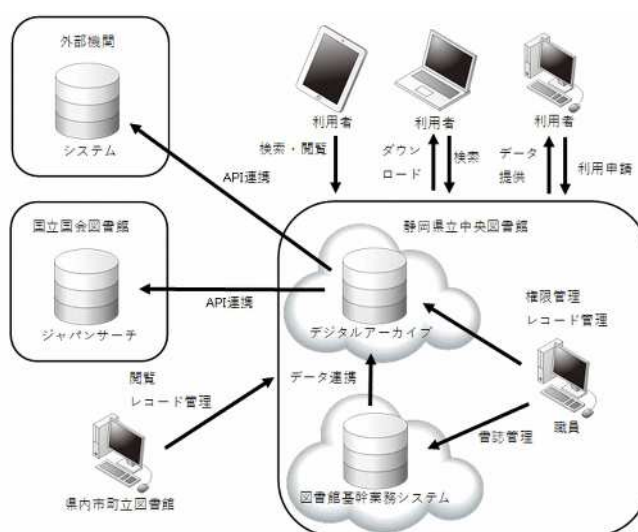
3 管理機能 優先事項

ロール・権限管理、データ公開に係るワークフロー等を含め、管理機能を集約した管理用 UI※を整備する。さらに、職員が各種データを一括で登録・編集できる機能を整備し、登録・修正作業の効率化と運用負荷の軽減を図る。

4 ジャパンサーチ 優先事項

JIS X 8341-3:2016 AA 準拠を達成目標とし、適合表及び改善計画を策定する。また、定期点検を実施し、課題の把握から改善の実施までの運用サイクルを確立することで、継続的に品質を維持・向上させる。

図 2-3 システム構成図



(2) メタデータ

国立国会図書館が推奨する基準に準拠した項目体系と公開ポリシーを整備する。併せて、メタデータの作成・更新・提供を継続的に改善できる運用体制を確立することで、デジタルコンテンツへの到達性、相互運用性、保守性を高い水準で両立し、外部プラットフォームとの連携や二次利用を促進する。

【実施内容】

1 データ体系 優先事項

必須項目及び望ましい項目を明確化し、項目定義、記述ルール、語彙の扱いを含めて体系化する。望ましい項目は段階的な整備を前提とし、資料特性や利用ニーズに応じて優先順位を付け、計画的に導入・充実を図る。

2 設計原則 優先事項

ジャパンサーチとの連携を前提に、分野共通項目を重視した設計とし、連携に必要な項目・形式を満たすよう体系を整備する。また、「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン(2017)」や「メタデータ流通ガイドライン」等を踏まえ、将来的な拡張や他機関との相互活用に対応し得るデータ構造とする。

3 館内連携 優先事項

メタデータは図書館基幹業務システムからの取り込みを基本とし、館内システム間でメタデータ記述の標準化を図る。ただし、図書館基幹業務システムに未収載の資料についても登録・公開を可能とし、メタデータ作成時は標準化に準拠する等、運用ルールを整備する。

4 権利・利用条件項目 優先事項

利用条件及び権利に関する情報を、機械可読形式で登録・提供できるようにし、外部プラットフォームとの連携や二次利用の促進を促す。

5 識別子・サムネイルの URL

サムネイルの URL を登録・提供できるようにし、検索結果の視認性向上を図る。なお、DOI[※]の付与については必要性や作業負荷等を踏まえ、導入可否を検討する。

6 多言語対応

重要な識別項目（タイトル・著者・地名等）について、英語又はローマ字表記の付与方針を定め、段階的な整備を検討する。併せて、表記統一に必要なルールを整理し、国内外からの検索性と利活用向上を図る。

(3) 権利処理

権利保護を徹底しつつ、公開及び二次利用を円滑化する著作権管理体制を確立する。

【実施内容】

1 権利情報 優先事項

外部委託によるデジタル化等にあたっては、公開・二次利用に必要な利用権限を契約条項に明記し、権利の所在と取扱いを明確化する。外部機関が作成したデジタルコンテンツやメタデータを収集する場合は、包括的な利用許諾の取得を基本とし、公開範囲及び二次利用の可否等を文書として整理する。

2 個人情報・肖像権

個人情報や肖像権等に関する公開判定基準を定め、資料特性やリスクに応じて一貫した判断ができるよう整備する。必要に応じてマスキングや公開範囲の制限等の措置を講じ、適切にリスク軽減を図る。

(4) データ保存・管理

デジタルコンテンツを永続的に提供するため、保存・バックアップ・計画的なマイグレーション及び点検体制を整備し、管理・運用の継続性を確保する。

【実施内容】

1 保存・管理体系 優先事項

データの可用性と管理運用の継続性を確保するため、保存体系（保存場所、責任分担）を整理し、運用ルールとして明文化する。具体的には、保存媒体、ファイル命名規則、フォルダ構成、データの取扱い（作成・保存・更新・削除）を定める。データ形式及び媒体の陳腐化を見据え、計画的なマイグレーションを運用に組み込み、長期的な可用性を担保する。

2 バックアップ・点検

バックアップ方針（対象範囲、頻度、世代管理、保管場所の分散）を定め、実施スケジュールと手順を整備する。保存媒体及びデータ状態を確認する定期点検を実施し、劣化・欠損等の兆候を早期に把握する。

(5) 資料選定・デジタル化

貴重資料・地域資料等について、長期保存及び商用利用に耐え得る品質でデジタル化を行い、デジタルアーカイブの利活用拡大を図る。また、再デジタル化を含む取組を体系化し、計画的かつ効率的にデジタルコンテンツを充実させる。

【実施内容】

1 選定方針 優先事項

資料の劣化度、利用ニーズ、形状、権利状況等の観点に基づく選定基準を策定し、デジタル化対象リストを作成する。対象リストは選定理由及び判断過程を記録し、利用状況や保存上の必要性等を踏まえて継続的に見直す。

2 品質・運用基準 優先事項

保存用マスターデータは、高解像度かつ可逆圧縮（例：TIFF/JPEG2000）により作成・保存し、長期保存に耐える品質を確保する。公開用ファイルは用途に応じて生成（例：JPEG）し、サーバー容量や公開方式を踏まえつつ、保存用データと公開用データを分離して運用する。

3 再デジタル化

既存の低品質コンテンツについて再デジタル化リストを整備し、優先順位リストに基づき段階的に再デジタル化を実施し、順次公開する。併せて、実施状況を記録し、翌年度以降の優先順位付け及び運用改善に反映する。

4 コンテンツ活用 優先事項

「デジタル文庫」「温故知新」「しずおかの貴重書」「くずし字講座」等の当館独自コンテンツについて、権利状況及び公開可否を整理し、提供方法（公開範囲、構成）を定め、順次公開する。また、活用事例の収集・共有を通じて、利活用の拡大につなげる。

(6) 利活用

制度面（公開方針・利用条件）と機能面（検索・提供機能）の両面から、二次利用条件の明解さと手続を改善することで、教育・研究・産業・創作等における利活用を推進する。

【実施内容】

1 公開方針・二次利用条件 優先事項

基本的に、公開する全ての資料（静岡県史編さん収集資料検索システムで管理・公開する資料は除く）は、オープンデータ化する。ライセンス表示の原則を定め、全てのデジタルコンテンツに二次利用条件を明示する。二次利用条件はクリエイティブ・コモンズ等の標準的な表示により統一し、例外的な取扱いが理由及び適用範囲を明確にしたうえで限定的に運用する。併せて、公開ポリシー及び利用条件ページを整備して利用者に分かりやすく周知する。

2 提供・提供機能 優先事項

二次利用条件に関するメタデータ項目を活用し、二次利用条件別の検索・絞り込みを可能とする。併せてOCRによる本文テキストの付与や全文検索の導入を段階的に進め、探索性を高める。さらに、詳細ページからのダウンロード機能を整備し、二次利用に係る申請手続の簡素化・不要化を段階的に進めることで、デジタルコンテンツの利活用を促進する。

3 広報・利用者支援

当館刊行物、Web サイト、SNS 等を通じた情報発信を強化し、利用講座、解説動画、ヘルプページ等の支援コンテンツを整備し、利活用を推進する。

4 教育・産業・地域連携

教育（授業・調べ学習等）での利活用を促進するため、活用手引きや教材事例等を整備し、教員・児童生徒が利活用しやすい環境を整える。また、県内団体・企業等に対して活用提案を行い、活用事例集を収集・共有を進めることで、利活用の裾野拡大と波及を図る。

(7) 人的基盤

システム、データ整備、権利等の専門性を担う人材を計画的に育成・確保し、属人化を抑えつつ、組織として知見を蓄積・継承できる体制を構築する。

【実施内容】

1 体制設計 優先事項

システム、データ整備、権利等の各領域について複数名体制を基本とし、役割分担と責任範囲を明確化する。併せて、業務マニュアルや手順書を整備し、改訂履歴を含めて一元的に管理することで、業務水準の均一化と知見の蓄積・継承を図る。さらに、判断基準や対応事例をナレッジとして整理・共有し、異動や欠員が生じても継続的に運用できる体制を構築する。

2 育成計画

必要となる知識・技能を整理し、年度別の育成計画を策定する。また、外部研修や資格制度等を活用し、実務に直結するスキルの向上を図る。

3 研修・交流

館内研修や情報交換を定期的 to 実施するとともに、他のアーカイブ機関との人的交流を通じて知見や取組事例を共有し、改善の視点を取り込むことで人材育成につなげる。

4 県内連携

県内市町立図書館等との研修・情報交換を通じて、実務に直結する知見の共有と県域全体におけるデジタルアーカイブ人材の拡充を図る。

(8) 評価と改善

事業の透明性を確保しつつ、客観的な指標に基づく継続的な改善を通じて、デジタルアーカイブの品質・利便性・継続性を高める。

【実施内容】

1 責任体制 優先事項

所管部署を明確にし、責任者・副責任者を定める。併せて、領域別担当者（システム、デジタルコンテンツ、権利・保存、利活用等）を配置し、意思決定の流れと実務の役割分担を整理する。

2 評価基準 優先事項

年間計画において重点目標を設定し、到達目標と測定方法を明記する。併せて、集計条件や対象範囲を統一し、年度を跨いでも比較できる形で運用する。

3 評価・公表 優先事項

半期ごとの進捗確認、年度点検を行い、結果を年次報告として整理・公表する。

4 事業計画への反映 優先事項

統計データ等で把握した実績や点検結果を踏まえ、翌年度の重点施策、体制、予算要求、改修・運用改善の優先順位を見直し、事業計画に反映することで、データに基づく改善を推進する。

(9) 「つなぎ役」及び「拡げ役」としての役割

県域における中核機関として、標準化の提示、連携のハブ機能、活用支援を一体的に担い、県内市町立図書館等の参加拡大と継続的な運用を促進する。併せて、ジャパンサーチとの連携を通じて、県内で整備した成果を広く波及させる。

【実施内容】

1 標準化 優先事項

メタデータ、デジタル化品質、権利表示、ファイル形式等について、国のガイドラインやジャパンサーチの仕様等を踏まえ、運用状況を確認しながら見直しを行う。

2 連携基盤

ジャパンサーチとの連携運用を確立し、登録、更新、エラー対応等の手順を整理して共有する。また、県内各機関の公開状況や連携状況を把握できる仕組みを整備し、県域全体で取組状況を共有できる環境を整える。

3 参加拡大と運用支援

相談会や個別支援を通じて新規参加の促進を図るとともに、既参加館の継続的な取組を支援する。また、県内市町立図書館に対するワンストップ窓口を整備し、参加、運用の負担軽減と自走化につなげる。

4 デジタル化支援

簡易マニュアルの整備、デジタル化講習の実施、専用機材の貸出等を通じて、県内市町立図書館等のデジタル化を支援する。

《参考資料》

第2節1(2)静岡県のデジタルコンテンツ公開サービス一覧

サービス名	概要	所管部署
静岡県立美術館 デジタルアーカイブ	・収蔵品の検索、閲覧 ・『蘭亭曲水・龍山勝会図屏風』の高精細画像、『地獄の門』の仮想現実（VR）、『風景の交響楽』等のコレクション選、同館館長の木下直之氏プロデュースによる収蔵作家に関する動画、同館や周辺の環境の紹介動画を掲載	静岡県立美術館
静岡県富士山資料 デジタルアーカイブ	・館蔵品や寄託資料のデジタルデータ ・『平川コレクション（富士山絵はがき）』『小林コレクション』 ・他の自治体史・歴史資料を含めた横断検索も提供	静岡県富士山世界遺産センター
ふじのくにオープンデータカタログ （「令和8年度中に「静岡県オープンデータカタログ」に変更予定）	・静岡県および県内市町が保有する、防災、観光、統計などのデジタルデータを、誰もが無料で利用できる形式（CSV等）で公開・検索・ダウンロードできるサイト ・クリエイティブコモンズの表示対応	静岡県企画部 統計活用課
静岡県特定歴史的公文書検索システム	・静岡県が保存する明治期から昭和40年代までの歴史的価値の高い公文書（特定歴史公文書）や行政刊行物をインターネット上で検索できるシステム ・静岡県歴史的公文書閲覧室で公開している歴史資料として価値のある公文書のうち、一部をホームページ展示館で公開 ・国立公文書館デジタルアーカイブとの連携	静岡県総務部 法務文書課
統計センターしずおか	・「統計センターしずおか」は、静岡県の様々な統計情報をインターネット上で一元的に閲覧・利用できる統計情報サイト ・クリエイティブコモンズの表示対応	静岡県企画部 統計活用課
LEGA-SHIZU(レガシズ)×3D	・みんなでつくる静岡県の文化財デジタルミュージアム ・国・県指定文化財の仏像をはじめ、考古資料、遺跡などの3Dモデルを公開し、「展示室」として、県内の文化財の特徴を紹介	静岡県スポーツ・文化観光部 文化財課

第2章第2節 Ⅰ（3）令和7年度第Ⅰ回照会事業

デジタルアーカイブの現状と、県立図書館が新規に整備するデジタルアーカイブへの掲載意向調査結果

Ⅰ 概要

- ・ 県内の35の市町立図書館のうち、49%（17館）の市町立図書館がデジタル資料を所蔵しており、それらの館は何らかの方法で公開している。（一部公開している市町を含む。）
- ・ 公開方法は、電子図書館での公開が76%（13館）、Webサイトでの公開が24%（4館）、専用システムが18%（3館）である。（複数回答）
- ・ 県立図書館へ期待する支援として、全体では予算が54%（19）、撮影等技術と著作権が51%（18館）と多い。そのうち、デジタル化資料を所蔵している市町立図書館では、著作権が65%（11館）、撮影等技術が47%（8館）、予算が41%（7館）の3項目が多いのに対し、所蔵していない市町では、予算が67%（12館）、人手・撮影等技術・公開システム構築・公開システム提供が56%（10館）と多い。（複数回答）
- ・ 新しく整備する県立図書館のデジタルアーカイブへの掲載希望について、「希望する」から「（デジタル資料があれば）掲載を検討」まで含めると、60%（21館）の市町立図書館が希望している。既に何らかの形で公開している市町立図書館でも59%（10館）が希望している。

2 集計

（1）自治体内で図書館に対してデジタル化推進の動き・機運がありますか【1つ選択】

a	ある	16	46%
b	ない	14	40%
c	わからない	5	14%
	計	35	

（2）デジタル資料を持っていますか【1つ選択】

a	持っている	17	49%
b	持っていない	18	51%
	計	35	

（3）継続的に資料等のデジタル化を行っていますか【複数選択可】

a	図書館の職員が製作	10	29%
b	図書館が業者に外注して製作	9	26%
c	他部署が実施	3	9%
d	デジタル化されたデータを購入・寄贈等で取得	1	3%
e	行っていない	19	54%
f	その他	2	6%

（4）（3）で行っていない場合はその理由を教えてください【複数選択可】

a	デジタル化作業をする職員の不足	14	40%
b	デジタル化技術の不足	15	43%
c	デジタル化のための機器・場所の不足	13	37%
d	外注するための予算獲得が困難	16	46%
e	外注に対応する職員の不足	10	29%
f	デジタル化の意義がある所蔵資料がない	1	3%
g	公開の手段がない	7	20%
h	わからない	2	6%
i	その他	2	6%

(5) 資料のデジタル化・公開するために県立図書館にどのような支援を期待しますか【複数選択可】

a	人手に関する支援	15	43%
b	撮影等技術支援	18	51%
c	機材・場所の支援	14	40%
d	予算的な支援	19	54%
e	資料選定の支援	12	34%
f	公開システム構築支援	13	37%
g	公開システムの提供	15	43%
h	データ管理方法に関する支援	14	40%
i	著作権に関する支援	18	51%
j	わからない	4	11%
k	その他	1	3%
l	どんな支援があってもデジタル化・公開は難しい	3	9%

(6) 現在、デジタル資料を公開していますか【複数選択可】

a	図書館のデジタルアーカイブ（専用システム）	3	9%
b	電子図書館（例：TRC電子図書館）	13	37%
c	図書館ウェブサイト上で画像等を公開	4	11%
d	図書館以外の自治体内で行政資料や図書館資料を公開するシステムがある	1	3%
e	公開していない	19	54%
f	その他	2	6%

(7) 現在の方法以外で、デジタル資料の公開を予定（計画）をしていますか【複数選択可】

a	図書館主体でデジタル資料の公開の予定がある	3	9%
b	図書館以外に自治体内で行政資料や図書館資料を公開するシステムの予定がある	0	0%
c	ない	30	86%
d	わからない	3	9%
e	その他	0	0%

(8) 新しく整備する県立図書館のデジタルアーカイブへの資料掲載を希望しますか

【1つ選択（現時点のお考えでお答えください）】

a	掲載を希望	6	17%
b	掲載を検討	7	20%
c	デジタル資料があれば(今後取得時に)掲載を検討	8	23%
d	自館で公開しているため希望しない	3	9%
e	d以外の理由で掲載を希望しない	1	3%
f	わからない	10	29%
g	その他	0	0%
	計	35	

(9) その他県立図書館のデジタルアーカイブに関して要望・期待等あれば自由に記載してください

- ・補助金等の予算的な支援、デジタル化する資料の選定から公開に至るまでの技術的な支援。
- ・市が単独でデジタルアーカイブのシステムを構築するのは困難であるため、県立図書館が提供する既存システムを活用させてもらいたい。
- ・各市町単位での管理だと、その市町の資料しか検索できないため、他市町の資料は県立図書館に提供しており、一括して電子管理していただいた方が、利便性が良いと思われる。
- ・図書館の職員に古文書の解読に長けている職員がおらず、寄贈で貰っても、解読の作業が追い付かない。また、重要度の順位付けにも時間がかかり、寄贈資料が溜まっていく一方である。古文書の解読支援があると良い。
- ・電子図書館で公開している資料とのリンクを検討したい。
- ・県立図書館のデジタルアーカイブに各市町図書館の公開デジタル資料を掲載した上で、横断検索ができると便利なので、できる限り多くの市町図書館と連携してほしいと思います。その上で、県が国（例えばジャパンサーチ）と連携できればなおよいと思います。

3 クロス集計

(1) デジタル資料の公開方法について【複数選択可】

	2(6)現在、デジタル資料を公開していますか【複数選択可】	図書館数	割合
a	図書館のデジタルアーカイブ（専用システム）	3	18%
b	電子図書館（例：TRC電子図書館）	13	76%
c	図書館ウェブサイト上で画像等を公開	4	24%
d	図書館以外の自治体内で行政資料や図書館資料を公開するシステムがある	1	6%
	該当図書館数計と回答数の割合	17	124%

- ・デジタル資料を公開している図書館(17館)のうち、76%(13館)は電子図書館で公開している。
- ・専用システムのデジタルアーカイブを保有している図書館は3館と少ない。

(2) 資料のデジタル化・公開するために県立図書館にどのような支援を期待しますか【複数選択可】

		デジタル資料の所蔵					
	2(5)資料のデジタル化・公開するために県立図書館にどのような支援を期待しますか【複数選択可】	全体	割合	所蔵	割合	未所蔵	割合
a	人手に関する支援	15	43%	5	29%	10	56%
b	撮影等技術支援	18	51%	8	47%	10	56%
c	機材・場所の支援	14	40%	5	29%	9	50%
d	予算的な支援	19	54%	7	41%	12	67%
e	資料選定の支援	12	34%	5	29%	7	39%
f	公開システム構築支援	13	37%	3	18%	10	56%
g	公開システムの提供	15	43%	5	29%	10	56%
h	データ管理方法に関する支援	14	40%	6	35%	8	44%
i	著作権に関する支援	18	51%	11	65%	7	39%
j	わからない	4	11%	0	0%	4	22%
k	その他	1	3%	0	0%	1	6%
l	どんな支援があってもデジタル化・公開は難しい	3	9%	0	0%	3	17%
	該当図書館数計と回答数の割合	35	417%	17	324%	18	506%

- ・「撮影等技術支援」「予算的な支援」は、デジタル資料の所蔵館と未所蔵館で共通して高い。
- ・デジタル資料の未所蔵館は「人手に関する支援」「公開システム構築支援」「公開システムの提供」が高い。
- ・デジタル資料の所蔵館では「著作権に関する支援」が最も高い。未所蔵館で低い理由は実際にデジタル化・公開を進めていないため、まだ著作権の課題が明確になっていないためと思われる。
- ・デジタル資料の所蔵館は、回答数の割合が324%に対して、デジタル資料の未所蔵館は506%であることから多くの種類の支援を期待していることがわかる。
- ・aからiまでの9項目すべてを選択した館が6館あり、全てデジタル資料未所蔵館であった。

(3) 新しく整備する県立図書館のデジタルアーカイブへの資料掲載を希望しますか【1つ選択】

				デジタル資料の公開			
	2(8) 新しく整備する県立図書館のデジタルアーカイブへの資料掲載を希望しますか【1つ選択】	全体	割合	公開	割合	非公開	割合
abc	掲載を希望・掲載を検討・デジタル資料があれば(今後取得時に)掲載を検討	21	60%	10	59%	12	63%
de	自館で公開しているため希望しない・d以外の理由で掲載を希望しない	4	11%	3	18%	1	5%
f	わからない	10	29%	4	24%	6	32%
g	その他	0	0%	0	0%	0	0%
	計(*)	35	100%	17	100%	19	100%

* 一部公開により、公開と非公開の両方に計上している図書館が1館あるため、公開図書館数(17館)+非公開図書館数(19館)>35館となる。

- ・ 当館の新デジタルアーカイブへの資料掲載は、「希望する」及び「検討する」が60%と最も多く、次いで「わからない」が29%と多かった。
- ・ 現時点で公開を希望しない館は全体で4館(11%)と少なかった。
- ・ 既にデジタル資料を公開してるか否かによらず、同じ傾向が見られた。

用語集（ＡＢＣ・アイウエオ順）

用 語	説 明
API（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）連携	あらかじめ用意されたデータ受け渡し用の仕組み（API）を通じて、ソフトウェアやプログラム同士を直接繋ぎ、データ等を自動で受け渡しすること。手作業でデータ等を移す必要がなくなる。
DOI（ディー・オー・アイ）	主に学術論文や研究データ等の様々なコンテンツに登録される、永続的な識別子の１種で、国際的に標準化された規格（ISO26324:2012）のこと。コンテンツを一意に識別でき、リンク切れの心配なく永続的なアクセスが可能なる。
IIIF（トリプル・アイ・エフ）	デジタルコンテンツ（主に画像）へのアクセスを標準化し、相互運用を行うことができる国際的な枠組み。IIIF 対応ビューアにより、複数のアーカイブ機関で公開するデジタルコンテンツの相互参照等を行うことができる。
MLA 連携	博物館・美術館（Museum）、図書館（Library）、文書館（Archive）が連携し、所蔵資料やデジタルアーカイブなどの情報を共有・公開しながら、資料の保存や利活用を促進する取組みのこと。
UI（ユーザー・インターフェース）	ユーザーがシステムを操作する際に使用する画面や操作方法のこと。ボタン、メニュー、入力欄、表示画面など、ユーザーが直接触れる部分を指す。直感的に操作でき、人為的なミスが起きにくく、また操作効率が良い設計であることが望ましい。
アーカイブ機関	博物館・美術館・図書館・文書館といった文化的施設に加えて、大学・研究機関、企業、市民団体、官公庁・地方公共団体等の有形・無形の様々なコンテンツを保有する機関・団体等のこと。（『デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン』デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会 参照）
オープンデータ化	商用利用も含めて、活用可能な条件を明示し、手続きを要せず、誰もが自由に利用・加工再配布できる形で公開できるようにすること。
貴重資料	当館では主に葵文庫・久能文庫・浮世絵等の特殊コレクション、及び江戸時代以前に発行された資料のこと。
サムネイル	デジタルコンテンツの縮小版のこと。デジタルアーカイブにおける活用例としてサムネイルを一覧表示することで、コンテンツを直接表示しなくても目視で内容を容易に確認でき、利便性が向上する。
地域資料	本県に関する資料のこと。具体的には、本県及び県内自治体の刊行物や、本県について書かれた資料、県人著作等のこと。
デジタルアーカイブ活動	デジタルアーカイブに関わるあらゆる活動のこと。アーカイブ機関等が行うデジタルアーカイブの構築や連携といった取組にとどまらず、個人がデジタルアーカイブを活用したり、ただ楽しんだりするために閲覧する活動も含む。（『デジタルアーカイブ活動のためのガイドライン』デジタルアーカイブジャパン推進委員会実務者検討委員会 参照）
デジタルコンテンツ	デジタルアーカイブで扱う画像・音声・動画等のこと。
メタデータ	コンテンツの内容や所在等の情報を記述したデータ。目録・書誌データ等のテキストや ID のこと。
ポーンデジタル資料	最初からデジタルデータとして作成、公開された資料のこと。
マイグレーション	既存システムのデータや機能、設定などを新しいシステムや環境へ移行する作業やプロセスのこと。HDD や DVD 等の記録媒体は媒体の老朽化や規格の変更、機器・ソフトウェアのサポート終了などによりデータの読み取りが困難になるリスクがあるため、それを回避するために定期的に新しい媒体へ移し替える必要がある。